

役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 山陽児童福祉会

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人山陽児童福祉会の役員報酬等について定める。

第2条（定義）

この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。

第3条（理事会及び評議員会の出席）

- 1 役員が、理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、【別表1】により実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第4条（役員の報酬）

- 1 役員が、常勤として法人及び施設の運営のためにその業務にあたる場合の報酬は、年俸制とする。
- 2 理事長が、常勤として法人及び施設の運営のためにその業務にあたる場合は、【別表3】により 報酬を支払うことができる。
- 3 役員が理事長の命を受けて、法人及び施設の運営のためにその業務にあたる場合は、【別表3】により報酬を支払うことができる。
- 4 報酬額は、法人の資産及び収支の状況を勘案し、評議員会の議決を経て、理事長が決定するものとする。
- 5 報酬の支払方法は、前項により決定された報酬を12等分した月額払いとする。ただし、月の途中で就任または退任する場合、あるいは報酬に変化があった場合は、日割計算とする。

第5条（監事の報酬）

- 1 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、【別表2】により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第6条（出張旅費）

- 1 役員が、法人業務のため出張する場合は、【就業規則】により旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第7条（退職金）

- 1 役員が退職する時は、別に定める役員退職慰労金規定により退職金を支給する。
- 2 役員退任者、死亡退任者等で特に功労のあったと認められる者に対して法人より功労金を支給することができる。

第8条（改正）

本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会・理事会の議決を経なければならぬ。

附則

この規程は、2016年3月25日から施行する。

【別表1】

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会及び評議員会出席	――	5,000円/回

【別表2】

名 称	報 酬	実費弁償費
監 事 監査指導及び業務報酬等	10,000円/回	5,000円/回

【別表3】

名 称	報酬(年俸限度額)
理事長	5,000,000円/年
理 事	3,000,000円/年
評議員	